

一般社団法人日本解剖学会認定解剖組織技術者認定規程

(目的)

第1条 本規程は定款施行細則第22条により、認定解剖組織技術者について必要な事項を規定する。

(資格要件)

第2条 認定解剖組織技術者を、認定一級および二級解剖技術者、認定一級および二級細胞組織技術者の4種とする。

- 2 解剖用死体の処置ならびに肉眼標本製作業務に3年以上従事し、正常解剖に必要な技術ならびに知識を習得していると認められた者を、認定二級解剖技術者に認定する。
- 3 解剖学の研究・教育に用いられる組織標本の作成業務に3年以上従事し、必要な技術ならびに知識を習得していると認められた者を、認定二級細胞組織技術者に認定する。
- 4 一級技術者の受験資格は下記のとおり定める。別に定める試験に合格した者を認定一級技術者に認定する。
 - 1) 認定二級技術者に認定された後、2年以上同種業務に従事した者
 - 2) 認定一級細胞組織技術者については、衛生検査技師もしくは臨床検査技師の資格を有し、解剖学の教育・研究に用いられる組織標本の作製業務に3年以上従事した者も対象とする
- 5 認定解剖組織技術者の申請にあたり、日本解剖学会の会員資格は問わない。

(認定二級技術者)

第3条 認定二級技術者の認定を受けようとする者は、勤務先在職証明書、履歴書、本会代議員の推薦状各1通に、第6条に定める審査料を添えて理事長に提出する。

- 2 審査に合格した者は、第6条に定める登録料を納入しなければならない。

(認定一級技術者)

第4条 認定一級技術者の認定を受けようとする者は、以下の書類に第6条も定める審査料を添えて、本会が施行する認定一級技術者認定試験（以下、試験とする）を受験し、合格しなければならない。

- (1) 願書（本会事務所に所定の用紙を請求のこと）
- (2) 履歴書（1通）
- (3) 所属機関長の在職証明書
- (4) 本会代議員による推薦書
- (5) 写真（裏面に本人自署 1葉）
- (6) 返信用封筒（住所氏名表記 2枚）
- 2 理事長は、認定技術者資格審査委員会に諮り、委員の中から試験運営委員長を選任し、試験の実施を委嘱する。
- 3 試験は毎年1回実施する。期日および場所はその都度公告する。
- 4 試験に合格した者は第6条に定める登録料を納入しなければならない。

(登録)

第5条 理事長は、認定技術者資格審査委員会からの報告に基づいて認定技術者の認定を行い、認定解剖組織技術者簿に登録し、認定証書を交付する。

(費用)

第6条 認定に係る費用は、以下の通りとする。

- (1) 認定二級技術者審査料 2,000円
- (2) 認定二級技術者登録料 3,000円
- (3) 認定一級技術者審査料 5,000円
- (4) 認定一級技術者登録料 6,000円
- (5) 認定証書再発行料 3,000円

(資格喪失)

第7条 認定技術者の認定を受けた者が、死体解剖保存法に違反する行為等、本制度の目的に反する不当行為を行ったと認められた場合は、理事長はその者の認定技術者資格を取消することができる。

(規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の議を経て、社員総会にて議決し、会員に報告する。

附則

1. 本規程は平成28年3月29日より施行する。
2. 本規程改正前の解剖組織技術士認定制度、ならびに解剖組織技能士認定制度（以下「旧制度」とする）によって解剖組織技術士、ならびに解剖組織技能士の認定を受けて登録された者は、本規程による改正後の認定解剖組織技術者制度（以下「新制度」とする）による認定解剖組織技術者として登録された者とみなす。
3. 旧制度の規定により交付された免許状は、新制度の規定により交付された免許状とみなす。
4. 旧制度の施行の日の属する年において旧制度の規定により行われた審査ならびに試験（以下、「審査等」とする）は、新制度の規定により行われた審査等とみなす。
5. 本規程施行以前に旧制度の審査等を受けることが出来る者は、新制度の審査等を受けることが出来る。
6. 本規程は平成30年3月29日より施行する。